二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
静岡市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年十月二十二日
農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成九年九月五日農林水産省告示第千四百一号（二に係るものに限る。）、平成十一年三月二十九日農林水産省告示第五百十八号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年十月二十二日
農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成十二年十月十六日農林水産省告示第千二百七十七号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年十月二十二日
農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成四年十月十六日農林水産省告示第千百六号（一に係るものに限る。）、平成十四年三月六日農林水産省告示第五百五十号（二に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年十月二十二日
農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和四十八年二月二日農林省告示第百四十号、昭和五十七年一月九日農林水産省告示第三十二号（一及び二に係るものに限る。）、昭和五十八年二月二十一日農林水産省告示第二百十二号（四に係るものに限る。）、昭和五十九年五月二十八日農林水産省告示第千二百五十七号（一に係るものに限る。）
(二)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊東市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県御殿場市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百五十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。
平成二十四年十月二十二日
国土交通大臣　羽田雄一郎

一　登録番号　補・第1―(二)号
二　登録養成施設の名称　国土交通大学校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　小林　利之
四　変更年月日　平成二十四年九月十一日

○国土交通省告示第千百五十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年十月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十月二十二日
国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5135号	レーダー・トランスポンダー	大洋無線株式会社	東京都大田区東糀谷二丁目11番18号

型式	TBR―610型